

福岡市公報

令和6年6月6日 第7058号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○歳入の徴収の事務の委託（第144号）	1
○地縁による団体の主たる事務所及び代表者の変更（第145号）	2
○地縁による団体の代表者の変更（第146号）	2
○指定管理者の代表者の変更（第147号）	5
○指定管理者の代表者の変更（第148号）	5

公 告

○一般競争入札の実施（第164号）	5
○特定調達契約等に係る落札者の決定（第165号）	8
○福岡市博多の森土地地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可（第166号）	10
○指定管理者の公募（第167号）	10
○指定管理者の公募（第168号）	13

博 多 区

○住民票の消除（告示第5号）	15
----------------	----

告 示

福岡市告示第144号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
------	--------	--------	--------	------

臨海工場における一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の徴収事務	福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号 株式会社 ミカサ	令和6年 4月1日	令和6年 4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
------------------------------------	---------------------------------	--------------	--------------	---------------------------

福岡市告示第145号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	和白一区町内会	会長宅（福岡市東区和白四丁目27番3号）	福岡市東区和白四丁目27番3号 佐々木 義夫
変更後		会長宅（福岡市東区和白三丁目12番18号）	福岡市東区和白三丁目12番18号 吉田 幹雄
変更前	水谷第二自治会	自治会会長宅（福岡市東区水谷三丁目17番25号）	福岡市東区水谷三丁目17番25号 小山田 栄治
変更後		自治会会長宅（福岡市東区水谷三丁目5番11号）	福岡市東区水谷三丁目5番11号 吉田 計啓

福岡市告示第146号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
-----	-----	------------

変更前	奈多自治会	福岡市東区奈多三丁目17番16号 今林 常光
変更後		福岡市東区奈多二丁目22番3号 福永 光明
変更前	雁の巣自治会	福岡市東区雁の巣二丁目5番19号 木下 勉
変更後		福岡市東区雁の巣二丁目37番15号 江崎 忠勝
変更前	香椎グリーンタウン自治会	福岡市東区下原二丁目4番5号 楠本 健
変更後		福岡市東区下原二丁目10番7号 進藤 秀司
変更前	美和台六丁目町内会	福岡市東区美和台六丁目12番9号 大寺 惇
変更後		福岡市東区美和台六丁目27番2号 植崎 彦三
変更前	サニータウン香椎第一自治会	福岡市東区香椎台一丁目22番5号 羽原 皓平
変更後		福岡市東区香椎台一丁目7番6号 木村 弘子
変更前	香椎台三丁目自治会	福岡市東区香椎台三丁目21番5号 西 健二郎
変更後		福岡市東区香椎台三丁目3番4号 阿部 千秋
変更前	二又瀬新町町内会	福岡市東区二又瀬新町9番43-805号 渡邊 恵美
変更後		福岡市東区二又瀬新町4番25号 陶山 力
変更前	和白丘4丁目二区町内会	福岡市東区和白丘四丁目10番14号 落石 君代
変更後		福岡市東区和白丘四丁目13番23号 高橋 忠久

変更前	名子自治会	福岡市東区名子二丁目5番57号 黒木 義人
変更後		福岡市東区名子三丁目22番5号 菊池 武
変更前	リーフタウン下原台町内会	福岡市東区下原五丁目907番地112 吉武 立太
変更後		福岡市東区下原五丁目73番地95 佐藤 一紀
変更前	津屋自治会	福岡市東区多々良一丁目34番5号 後藤 茂和
変更後		福岡市東区多々良一丁目35番22-502号 百武 幹博
変更前	松崎1丁目町内会	福岡市東区松崎一丁目47番48号 舟越 好美
変更後		福岡市東区松崎一丁目16番17号 松本 聖治
変更前	松崎3丁目1区町内会	福岡市東区松崎三丁目23番5号 舟越 康弘
変更後		福岡市東区松崎三丁目17番26号 舟越 成元
変更前	原田7区自治会	福岡市東区原田二丁目27番7号 金子 昇
変更後		福岡市東区原田二丁目28番16号 白石 博文
変更前	塩浜二区町内会	福岡市東区塩浜一丁目8番17号 今林 静雄
変更後		福岡市東区塩浜一丁目19番3号 西坂 清
変更前	香椎照葉二丁目戸建町内会	福岡市東区香椎照葉二丁目4番4号 三原 弘生
変更後		福岡市東区香椎照葉二丁目4番37号 野田 準二

福岡市告示第147号

公の施設の指定管理者から令和2年福岡市告示第35号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立火葬施設条例第11条後段の規定により次のように告示する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名
変更前	福岡市葬祭場	公益財団法人 ふくおか環境財団	理事長 棕野 清彦
変更後 (令和4年 4月1日付)			理事長 橋本 淳
変更後 (令和6年 4月1日付)			理事長 高山 嘉樹

福岡市告示第148号

公の施設の指定管理者から令和4年福岡市告示第7号及び令和4年福岡市告示第208号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市リサイクルプラザ条例第16条後段の規定により次のように告示する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市西部リサイクルプラザ	公益財団法人 ふくおか環境財団	理事長 橋本 淳	令和6年 4月1日
変更後			理事長 高山 嘉樹	

公 告

福岡市公告第164号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木C	市道宮ノ浦線道路改良工事（その10）	
	市道有田1272号線歩道設置工事	
	令和6年度博多川護岸改修工事	
	草ヶ江（別府三丁目）地区下水道築造工事	
	一般県道桧原比恵線（平尾工区）電線共同溝建設工事（その17）	
	草ヶ江（鳥飼七丁目）地区下水道築造工事	
	マリンメッセ福岡歩行者通行空間整備工事	
	桜坂雨水幹線築造工事	
	福岡（福浜一丁目4）地区下水道築造工事	
	大原小学校外構改良工事	
	室見（南庄六丁目）地区吐口補修工事	
P・C	令和6年度東部地区橋梁補修工事（その1）	
体育施設	板付遺跡整備工事	
港湾土木	令和6年度箱崎ふ頭地区（-7.5m）岸壁防舷材取替工事	
建築C	多々良中学校武道場内部改造その他工事（D長寿命化）	
	席田中学校武道場外壁改修その他工事（C長寿命化）	
	原小学校校舎その他外壁改修工事	
	本庁舎行政棟便所等改修工事（その2）	
	西戸崎水処理センター管理棟（建築構造物）耐震補強工事	
	平尾小学校校舎その他外壁改修工事	
交通安全施設	1級市道千代今宿線防護柵補修工事	
	西部工場急傾斜地対策工事（1工区）	

法面	西部工場急傾斜地対策工事（2工区）	
	西部工場急傾斜地対策工事（3工区）	
	早良区野芥地内がけ地崩壊対策工事	
フェンス	東住吉中学校防球ネット改良工事	
	今津元寇防塁再整備工事	
	東吉塚小学校外構改良工事	
	屋形原特別支援学校外構改良工事	
電気A	南区役所空調設備更新電気工事	
	香椎パークポート地区臨港道路照明灯改良工事	
電気B	令和6年度市営香椎浜三街区住宅外11住宅LED照明改修工事	
	本庁舎庁用車用電気自動車普通充電設備設置工事（その1）	
	長住公民館内部改修電気工事	
	老人福祉センター福寿園受変電設備更新工事	
	鮮魚市場西卸売場棟シャッター改修電気工事	
管A	東福岡特別支援学校空調設備更新工事	
	本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その2）	
	埋蔵文化財センター2期工事（衛生設備改修工事）	
管B	長尾小学校給水施設改良工事	
	野多目小学校便所改造衛生設備工事（A長寿命化3）	
	千代小学校空調設備更新工事	
	内浜中学校排水処理施設改良衛生設備工事	
	南当仁小学校便所改造衛生設備その他工事	
ほ装A	令和6年度箱崎ふ頭地区臨港道路（港箱A－8）改良工事	
	東部（伏谷）埋立場場内整備（第3区画雨水排水）工事（その2）	
	市道太平寺2142号線外4路線道路舗装補修工事	

	市道姪の浜1号線（西2幹）外3路線道路舗装補修工事	
	市道能古2号線（西2幹）外1路線道路舗装工事	
造園A	令和6年度アイランドシティはばたき公園整備工事（その2）	
金属製建具	箱崎共同利用会館外部建具改修工事	
その他の建具	鮮魚市場西卸売場棟シャッター改修工事（C・D工区）	
消防施設	福岡城跡建造物消防設備更新工事	
機械	元岡地区中学校校舎等新築ろ過設備工事	
	東浜第2ポンプ場No.1自動除塵機修理	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和6年6月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第165号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
-----------------------	-------------------------	-----------	-----------------	------	----------

福岡市東部水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約24,544,900kWh）	福岡市東区松島六丁目16番1号 道路下水道局下水道施設部東部水処理センター			円 438,347,023 （単価契約に基づき算定した見込額）	
福岡市中部水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約19,928,975kWh）	福岡市中央区荒津二丁目2番1号 道路下水道局下水道施設部中部水処理センター	令和6年 4月25日		354,398,641 （単価契約に基づき算定した見込額）	
福岡市築地町ポンプ場電力供給（年間予定使用電力量約1,242,200kWh）			東京都中央区日本橋二丁目11番2号 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	37,160,533 （単価契約に基づき算定した見込額）	
福岡市西部水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約19,712,880kWh）	福岡市西区小戸二丁目5番1号 道路下水道局下水道施設部西部水処理センター	令和6年 4月30日		351,239,994 （単価契約に基づき算定した見込額）	
福岡市新西部水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約2,683,097kWh）				50,789,623 （単価契約に基づき算定した見込額）	
福岡市和白水処理センター電力供給（年間予定使用電力量約4,497,256kWh）	福岡市東区塩浜三丁目2500番地 道路下水道局下水道施設部和白水処理センター	令和6年 4月25日		82,048,348 （単価契約に基づき算定した見込額）	

令和6年
3月14日

福岡市公告第166号

土地地区画整理法第39条第1項の規定に基づき、福岡市博多の森土地地区画整理組合の定款及び事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 組合の名称

福岡市博多の森土地地区画整理組合

2 事務所の所在地

変更前	福岡市博多区空港前四丁目18番8号
変更後	福岡市博多区空港前三丁目26番9-200号

3 設立認可の年月日

令和5年4月6日

4 事業施行期間

変更前	令和5年4月6日から令和9年12月31日まで
変更後	令和5年4月6日から令和11年9月30日まで

5 施行地区

福岡市博多区空港前五丁目及び青木二丁目の各一部

6 変更認可の年月日

令和6年6月6日

福岡市公告第167号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
井尻駅西自転車駐車場	南区井尻五丁目
井尻駅東自転車駐車場	南区井尻一丁目
井尻駅前自転車駐車場	南区井尻四丁目

大橋駅高架下自転車駐車場	南区大橋一丁目
大橋駅路上自転車駐車場	南区大橋一丁目
笹原駅西自転車駐車場	南区井尻三丁目
笹原駅西第2自転車駐車場	南区井尻三丁目
高宮駅高架下自転車駐車場	南区玉川町
高宮駅西自転車駐車場	南区高宮三丁目
高宮駅東自転車駐車場	南区大楠三丁目
平尾駅自転車駐車場	南区高宮一丁目

2 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 利用時間

規則別表第1に定める利用時間

(2) 休場日

なし

(3) 駐車料の徴収

条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 駐車料の納入の手続

徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 駐車料の減免の基準及び手続

条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措

置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第11条等に定める要件

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和7年度 124,861千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和6年6月17日から同年7月24日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和6年7月16日から同月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

福岡市公告第168号

福岡市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第15条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市自転車駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和6年6月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
賀茂駅北自転車駐車場	早良区賀茂三丁目
賀茂駅南自転車駐車場	早良区賀茂三丁目
次郎丸駅自転車駐車場	早良区次郎丸四丁目
次郎丸駅路上自転車駐車場	早良区次郎丸一丁目
西新駅北自転車駐車場	早良区西新三丁目
西新駅中央自転車駐車場	早良区西新四丁目
西新駅西自転車駐車場	早良区西新五丁目
西新駅東自転車駐車場	早良区西新二丁目
西新駅南自転車駐車場	早良区西新四丁目
西新駅路上自転車駐車場	早良区西新一丁目、西新二丁目、西新三丁目及び西新四丁目
野芥駅自転車駐車場	早良区野芥二丁目
野芥駅路上自転車駐車場	早良区野芥一丁目及び野芥二丁目
藤崎駅第1自転車駐車場	早良区百道二丁目
藤崎駅第2自転車駐車場	早良区百道二丁目
室見駅前自転車駐車場	早良区室見一丁目
室見駅南自転車駐車場	早良区室見五丁目

2 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の承認に関する業務
- (2) 当該公の施設の駐車料の徴収に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の利用に係る措置の命令に関する業務
- (5) 当該公の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間
規則別表第1に定める利用時間
- (2) 休場日
なし
- (3) 駐車料の徴収
条例第8条及び規則第5条第1項に定める額を徴収すること。
- (4) 駐車料の納入の手続
徴収した駐車料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、徴収日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の指定金融機関の営業日）までに納入すること。
- (5) 駐車料の減免の基準及び手続
条例第10条及び規則第6条に定める基準及び手続によること。
- (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
指定管理者は、管理を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を漏らさないようにするとともに、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。指定の期間を経過した後も、また同様とする。
- (7) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第11条等に定める要件
- (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限
令和7年度 192,544千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

6 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

- (1) 方法
(2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減

が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/s_teisu/shisei/shiteikannrisyabosyuu.html

(2) 期間

令和6年6月17日から同年7月24日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和6年7月16日から同月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時30分から午後5時30分まで

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局管理部自転車課）

電話 092-711-4468

博 多 区

福岡市博多区告示第5号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市博多区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和6年6月6日

福岡市博多区長 高 木 三 郎

住 所	氏 名	消除年月日
-----	-----	-------

福岡市博多区博多駅東二丁目2番27号 桜村ビル501号	吉田 隆生	令和6年5月16日
福岡市博多区美野島二丁目29番10-601号 レフィナード博多	増田 悠樹	
福岡市博多区東那珂二丁目10番57-601号 原マルマン第二ビル	立山 健一	